重要事項説明書

1 児童発達支援を提供する事業者について

事業者名称	Sunlink株式会社				
代表者氏名	3 由美子				
	大阪府枚方市北中振三丁目 24 番 26 号 電話 072-800-8954 FAX 072-800-8973				
法人設立年月日	令和元年 5 月 1 日				

- 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

±	T4 0 ' 1/' 1
事業所名称	彩 Sai Kids
サービスの 主たる対象者	重度心身障がい児(18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神 障がい者(発達障がい児を含む)及び難病等対象者)
事業所番号	児童発達支援・放課後デイサービス (2021年5月1日指定)
管 理 者	飯田 由美子
児童発達支援 管理責任者	飯田 由美子
事業所所在地	大阪府枚方市香里ケ丘九丁目 9 番地の 1 D47 号棟 S3 号室
連 絡 先相談担当者名	電話番: 072-800-6922 FAX: 072-800-6923 管理者: 飯田 由美子
事業所の通常の 事業実施地域	枚方市
利用定員	5 人/日 (運営規程記載の単位毎の利用定員を記載する)
開設年月日	令和3年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

	Sunlink 株式会社(以下「事業者」という。)が設置する彩 Sai Kids (以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の児童発
事業の目的	達支援、放課後等デイサービス(以下「指定児童発達支援、指定放課後 等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員
	及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援、指定放課後等ディサービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用児及び利用児の保護

	者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、利用児及び利用児の立場に立った適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	事業者は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。 (1)児童発達支援の提供に当たり、利用児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう事業所において適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。 (2)放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流が図ることができるよう、事業所において適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。 2 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児和談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害児通所支援事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。 3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。 4 前三項のほか、法及び「枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和元年枚方市条例第31号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	1	ŧ	日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営	業	時	間	月曜日から金曜日 10 時から 17 時までとする。 土曜日、祝日 10 時から 17 時までとする。

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	月曜日から金曜日 10 時から 17 時までとする。 土曜日、祝日 10 時から 17 時までとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構			造	鉄筋コンクリート造 5 階建ての 1.2 階部分
敷	地	面	積	37, 659 m²
延	床	面	積	1970. 29 ㎡ (内 94. 01 ㎡)

(2) 設備

設	備	の	種	類	部	屋	数	備考
指	導	訓	練	室			1室	主に集団・個別療育を実施。
静		養		室			1室	相談室兼(2階)
相		談		室			1室	静養室兼(2階)
۲		1		レ		2	か所	利用者(1 階) 職員(2 階)
台				所		1	か所	食事の準備やおやつなどを調理
事		務		室			1室	記録記載など事務的業務を行う。

4 職員体制等ついて

(1) 各職種の職務の内容

l <u>) 谷職種の職務</u>	のと1 日
職種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	 (1) 適切な方法により、利用児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び利用児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び利用児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援計画の原案を作成します。 (3) 児童発達支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び利用児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(利用児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更します。 (5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、利用児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。

	(6) 利用児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用児に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。				
児 童 指 導 員	通所支援計画に基づき利用児等に対し適切に支援等を行う。				
保 育 士	通所支援計画に基づき利用児等に対し適切に支援等を行う。				
障がい福祉サービス 経験者	通所支援計画に基づき利用児等に対し適切に支援等を行う。				
機能訓練担当職員	利用児に対し通所支援計画に基づき、主に個別療育を行う。				
その他従業者	通所支援計画に基づき利用児等に対し適切に支援等を行う。				
看 護 職 員	主に医療的ケア、緊急時の対応などを行う。				
嘱 託 医	通所児への健康相談、健康指導				
運 転 手	自宅又は学校と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う				
事 務 員	事務的な業務や苦情対応を行う。				

(2) 職員配置

職種	員数	常	勤	非常勤		常勤	/#. *
埠氏 个里	貝奴	専従	兼務	専従	兼務	換算	備考
管 理 者			1			1	
児童発達支援管理責任者	1	1				1	管理者兼務
児 童 指 導 員	2	1		1		1. 4	
保 育 士	1	1				1	
障害福祉サービス 経 験 者							
機能訓練担当職員	5		5			1. 1	理学·作業療法士 言語聴覚士
その他従業者	3	1	1	1		2. 2	
看 護 職 員	5	3		2		3. 4	
嘱 託 医	1			1		0. 1	

(2) 勤務体系

職	₹	重	勤 務 体 系
管	理	者	9:00 から 18:00 まで
児管	童 発 達 支 理 責 任	援 者	9:00 から 18:00 まで
児	童指導	員	9:00 から 18:00 まで
保	育	士	9:00 から 18:00 まで
障 経	害福祉サービ 験	え 者	9:00 から 18:00 まで
機能	能訓練担当職	員	9:00 から 18:00 まで
そ	の他従業	者	9:00 から 18:00 まで
看	護 職	員	9:00 から 18:00 まで
嘱	託	医	週に1回1時間程度
運	転	手	9:00 から 18:00 まで
事	務	員	9:00 から 18:00 まで(本部勤務)

- 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について
- (1) 提供するサービスの内容

	3, - 1, - ,			
サ	ービス	くの種	類	サービスの内容
	童 発 画 <i>0</i> .		援成	通所給付決定保護者及び利用者様の意向や心身の状況等のアセス メントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援 の方針等を記載した児童発達支援計画を作成します。
個	別	療	育	主にセラピストが専門的に評価・訓練を実施します。
集	団	療	育	歌・リズムや読み聞かせなど、あそびの中でのかかわりから療育を実施します。
発	達	相	談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
健	康	指	導	健康チェック、健康相談を行います。
介	護サ	ービ	ス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送	迎サ	— Ľ	ス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。
給	食サ	_ ー ビ	ス	身体状況やアレルギー、食事形態に配慮した食事を提供します。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

児童発達支援

	重度心身障がい児
利用料	22,574 円
利用者負担額	上記の 1~3 割

放課後デイサービス

	平日	土曜日・祝日・長期休暇
利用料	18,895 円	21,929 円
利用者負担額	上記の 1~3 割	上記の 1~3 割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。 通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の 1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。 利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 児童発達支援費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童発達支援費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

①事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加	算	項	目	利	用	料	利用者負担額	内	容		
				1, 9	937 円			援や保護者に対	要な利用児の支する支援方法の		
児童指導員等加配加算				7	から		左記の 1 ~ 3 割	指導を行う等支援の強化を図る ために、基準を上回る理学療法士 等又は児童指導員等を 1 名配置			
				4, 024 円				している場合、利用1日につき加算されます。			
専門的支援加算				4,	024 F	9	左記の 1 ~ 3 割	援や保護者に対 指導を行う等支 ために、基準を」 等又は児童指導	要な利用児の支 する支援方法の 援の強化を図る 二回る理学療法士 員等を 2 名以上 合、利用1日につ		

看護職員加配加算 (I)(II)	(I) 4,304円 (II) 8,608円	左記の 1~3割	基準に定める従業者に加え、看護職員を1以上配置した場合、利用1日につき加算されます。
---------------------	---------------------------------	-------------	--

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加	算	項	目	利用料	利用者負担額	内容
家	庭連	携加	算	2, 012 円 から 3, 013 円	左記の 1~3割	利用児の居宅を訪問し、利用児及 びその家族等に対する相談援助 等の支援を行った場合に加算さ れます。(月2回まで)
利管	用者負理	担 上 限 加	額算	1, 614 円	左記の 1 ~ 3 割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
欠	席時対	扩応 加	算	1, 011 円	左記の 1~3割	利用児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。
送	迎	加	算	398 円	左記の 1~3割	事業所が利用児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。(重度心身障害児の場合)
延	長支	援加	算	1, 377 円 から 2, 755 円	左記の 1~3割	運営規程に定められた営業時間 (8時間以上場合に限る)を超え てサービスを利用した場合、1日 につき加算されます。
事相	業 談 支	所 援 加	内 算	グループ 861 円 ・ 個別 1,076 円	左記の 1 ~ 3 割	事業所等において、利用児と家族 等に相談援助を行った場合に 月1回まで加算されます。(個別)
関	係 機 関	連 携 加	算	2, 152 円	左記の 1 ~ 3 割	小学校等の関係機関と連携して 児童発達支援計画の作成に係る 会議の開催及び日々の連絡調整 や、就職前の就業予定先との連絡 調整及び相談援助を行った場合、 1日につき加算されます。(月1 回を限度)
保移	育 · 行 支	教 育 援 加	等 算	5, 380 円	左記の 1~3割	通所支援事業所を退所して保育 所等に通うこととなった場合、加 算されます。(月1回を限度)
福処	祉 · 介 遇 改		員算	(I) 所定単位数 の8.1%		福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準の適合する取り組みを実施している場合

	(II) 所定単位数 の5.9% (III) 所定単位数 の3.3%	
福祉 • 介護職員特定処遇改善加算	(I) 所定単位数 の1.3% (II) 所定単位数 の1.0%	職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っているとともに、当該加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等見える化を行っている場合

区分	世帯収入状況	上限額
非課税	市町村民税非課税世帯(概ね 280 万円/年以下の世帯の方)	0円
一般 A	市町村民税課税世帯 (概ね 890 万円/年以下の世帯の方)	4600 円
一般 B	上記以外	37200 円

6 その他の費用について

内 容	料	金	
創作的活動に係る材料費	実費相当額		
給食サービスの提供に係る食事代	1食あたり	400 円	
おやつの提供に係る費用	1食あたり	100円	
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが 適当と認められるものの実費	実費相当額		
キャンセル料(利用児の病状の急変や急な入院等の場		のご連絡の場合 料は不要です。	
合は、キャンセル料は請求いたしません)	無断で欠席の場合、1日あたりの 利用料の50%を請求致します。		

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支 払い方法につい て

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の 26 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (1) 現金支払い
- (2) 指定口座からの自動振替
- (3) 事業者指定口座への振り込み

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお 願いします。

また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担 上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び利用児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び利用児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、利用児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 | 管理者・飯田 由美子

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用児又はそ の家族に関す る秘密の保持 について	事業者は、利用児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 〇事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 〇また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 〇事業者は、従業者に業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

11 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速や かに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指 定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合 に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応 を行います。

 海終先⋅	電話番号	(対応可能時間		~	•)
1 1	H nn'H' 7	\ \\\ \\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	_			,

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優 先的な診療・治療を保証するものではございません。

(1)			
	医	療 機 関 名	称	梅田外科
	医	院長	名	松井陽一
	所	在	地	寝屋川市三井南町 29-3
	電	話番	号	072-833-1129
	診	療	科	一般外科 入院設備無し

13 事故発生時の対応方法について

利用児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、 利用児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児に対する児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

+	市	町	村	名	枚方市
市町村	担当	部	• 課	名	地域健康相談室 障害福祉担当
ľΉ	電	括	番	号	072-841-1457
大阪府	担当	部	• 課	名	福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ
	電	括	番	号	06-6944-6026

保 険 加 入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 保険名 福祉事業者総合賠償責任保険特約 保障の概要 身体障害・財物損壊につき保証

14 非常災害時の対策

非	常時の対	応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平	時の訓	練	別途に定める消防計画に則り、避難訓練を繰り返し実施します。 訓練は子どもさんと一緒に行う場合があります。
防	災設	備	・誘導灯 ・カーテン等は防炎機能のある物を使用しています。
消	防 計	画	消防署への届出日 : 令和3年4月1日 防災管理者 : 飯田 由美子

15 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定児童発達支援に係る利用児又は通所給付決定保護者その他の当該利用児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、 状況の聞き取りのための訪問を実施し、事業所確認を行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況を飯田由美子とともに検討を行い、対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者じぇの連絡調整を行うとともに、利用者 へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日まで に連絡する。)

【事業者の窓口】 彩 sai Kids 管理者:飯田 由美子	所 在 地 枚方市香里ケ丘九丁目 9 番地の 1 D47 号棟 S3 号室 電話番号 072-800-6922 FAX 番号 072-800-6923 受付時間 午前 9 時~午後 6 時
【市町村の窓口】 枚方市 地域健康福祉室 障害福祉担当	所 在 地 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 電話番号 072-841-1457 FAX 番号 072-841-5123 受付時間 午前 9 時~午後 5 時
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月〜金曜日(祝日を除く) 午前 10 時〜午後 4 時

16 心身の状況の把握

指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定通所支援事業者等との連携

指定児童発達支援の提供に当り、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定児童発達支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定児童発達支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	利用者がインフルエンザ等、他者に感染する疾病である事を、医師が診断した場合、完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これ に反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことが あります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。出来るだけ 貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動·政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護 者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21	#-	ビス	提供	盟始	可能年	日日三
∠ I	.,	-	ᄁᄮᄓᅑ	こけけるロ	PJRKA	-лн

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第104号)」第13条の規定に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業	所 在 地	大阪府枚方市北中振三丁目24番26号
	法 人 名	Sunlink株式会社
	代表者名	代表取締役 飯田 由美子
者	事業所名	彩 Sai Kids
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利田中江本	住	所	
利用申込者 (通所給付) 決定保護者)	氏	名	印
次足体 设有)	続	柄	
利用者(児	,童) B	氏名	

代理	I	住	所			
16	垤	A	氏	名	印	